

資料②

茨木市審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

（会議の公開の基準）

第3 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 会議において、次に掲げるいずれかの情報について審議する場合

ア 個人に関する情報（条例第7条第1号）

イ 法人等に関する情報（条例第7条第2号）

ウ 任意の提供に関する情報（条例第7条第3号）

エ 公共の安全等に関する情報（条例第7条第4号）

オ 審議、検討等に関する情報（条例第7条第5号）

カ 事務又は事業に関する情報（条例第7条第6号）

キ 法令等の規定による情報（条例第7条第7号）

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

（公開・非公開の決定）

第4 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の長が当該会議に諮って行う。

2 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

（会議録の作成）

第7 審議会等は、会議の終了後1か月以内に、会議録を作成するものとする。

（会議録の閲覧等）

第8 審議会等は、会議録及び会議資料等を市民の閲覧に供することにより、会議の結果を公表するものとする。ただし、第3各号に掲げる情報に係る会議録及び会議資料については、この限りでない。

2 会議の結果の公表は、市ホームページへの掲載、情報ルーム、図書館への設置等の方法により行うものとする。